

随意契約理由書

件名	本庁舎空調用蒸気加湿器保守点検業務	
契約の相手方	ピーエス工業株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>当該機器は、本庁舎空調用の加湿器であり、庁舎空調管理に必要不可欠な設備であるため、機能維持のために定期的に保守点検業務を行う必要がある。 当該機器はピーエス工業株式会社が独自の規格をもって製造したものである。 本業務の実施に必要な機器内部の機能・構造についての知識を所有し、また、部品調達及び機器調整ができるのは上記業者のみである。 よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係	(電話番号 322-5067)